

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
利 用 約 款 及 び
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 日 翔 会
グループホーム にいざと さくらの丘

グループホーム にいざと さくらの丘利用約款

_____ (以下「利用者」という。)と、グループホーム にいざと さくらの丘 (以下「施設」という。)とは、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス (以下「共同生活介護サービス」という。)の利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

第1条 施設は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供するとともに、それに対する利用料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(利用期間)

第2条 利用期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。

ただし、上記の有効期間満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の有効期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

第3条 施設の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)は、【別紙】及び【重要事項説明書】に記載したとおりです。

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第4条 施設は、計画作成担当者に、利用者のための(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する業務を担当させます。

2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成します。

3 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する共同生活介護サービスの目的に従い、介護計画の変更を行います。

- 一 利用者の心身の状況等の変化により、当該介護計画を変更する必要がある場合。
 - 二 利用者が介護計画の変更を希望する場合。
- 4 施設は、介護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及び身元引受人に
対し説明し、その同意を得るものとします。

(共同生活介護サービスの内容及びその提供)

第5条 施設は、介護計画に沿って、【重要事項説明書】に記載した内容の共同生活介護
サービスを提供します。

- 2 施設は、利用者に対し、前条により利用者のための介護計画が作成されるまでの
間は、施設がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配
慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 施設は、利用者の共同生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結
の日から5年間保存しなければなりません。
- 4 利用者及び身元引受人は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による
謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、施設の業務に支障の
ない時間に行うこととします。

(身体的拘束その他の行動制限)

第6条 施設は、当該入居者又は他の入居者などの生命又は身体を保護するために緊急や
むを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。な
お、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の
心身の状況を記録する。

(協力義務)

第7条 利用者は、施設が利用者のために共同生活介護サービスを提供するにあたり、可
能な限り施設に協力しなければなりません。

(苦情対応)

- 第8条 施設は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、施設が提供した共同生
活介護サービスについて、利用者及び身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、
迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 施設は、利用者及び身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、利用
者に対し不利益な取扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第9条 施設は、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医
に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01

(費用)

第10条 施設が提供する共同生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、【別紙】に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を施設に支払います。

3 施設は、提供する共同生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 施設は、共同生活介護サービスの要介護状態区分ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1か月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

5 施設は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく【別紙】を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(秘密保持)

第11条 施設は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を漏らしません。

2 施設は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、利用者又は身元引受人の情報を第三者に提供する場合は、利用者又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(利用者の解除権)

第12条 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(施設の解除権)

第13条 施設は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 利用者が正当な理由なく利用料その他乙に支払うべき費用を2か月以上滞納したとき。
- 二 利用者が当該共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
- 三 利用者が、入院治療が必要となるなど、施設が自ら介護サービスを提供することが困難となったとき。
- 四 利用者が他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。

(契約の終了)

第14条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が要介護認定において非該当又は要支援1となったとき。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01

- 二 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 利用者が第12条により契約を解除したとき。
- 四 施設が第13条により契約を解除した時。
- 五 利用者が他の介護保険施設へ入所することとなったとき。
- 六 利用者が死亡したとき。

(退居時の援助)

第15条 利用者が当共同生活住居を退居するときは、施設は、退居後の利用者の生活環境及び介護の継続性に配慮し、利用者及び利用者の家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

- 第16条 施設は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者または身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、施設に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。
 - 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(身元引受人(連帯保証人))

- 第17条 利用者は、施設に対し、身元引受人(連帯保証人)を立てていただきます。ただし身元引受人(連帯保証人)を立てることができない相当の理由を事業所が認める場合には、この限りではありません。
- 2 身元引受人(連帯保証人)は次の各号に責任を負います。
 - ① 本サービスにかかる利用者負担金について契約者本人の連帯保証人となることに同意すること。
 - ② 連帯保証人は利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
 - ③ 前項の負担は、利用料の10か月分を限度とします。
 - ④ 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ⑤ 契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ⑥ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き受けとその他必要な措置、契約終了した場合の残置財産の引き取り等を行うこと。

- ⑦ 利用者及び身元引受人（連帯保証人）以外の親族に、施設に対する要望等がある場合は、必ず身元引受人（連帯保証人）を介して伝えること。

（医療上の必要事項への対応）

第18条 事業者は、利用者様が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その必要性を認めた場合は、利用者様の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。

2 事業者は、利用者様に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関との連携を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

3 供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、【別紙】記載の協力医療機関と連携をとっています。

（協議事項）

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者及び身元引受人と施設の協議により定めます。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の名称等

法 人 名	社会福祉法人 日翔会	
施 設	グループホーム にいざと さくらの丘	
開 設 年 月 日	平成22年9月1日開設	
代 表 者 氏 名	理事長 湖山 泰成	
所 在 地	岡山県新見市神郷釜村1235-1	
電 話 番 号	0867-93-9051	
F A X 番 号	0867-93-9052	
介護保険事業所番号	3391000092	
建 物	構 造	鉄骨平屋建て
	延床面積	288.3383㎡
	居 室 数	9室
	入居定員	9人（1ユニット） 介護予防認知症対応型共同生活介護含む
利 用 居 室	トイレ、洗面台、押入れ、エアコン完備	
共 用 設 備	食堂兼居間、台所、共有トイレ、洗濯場、風呂 スプリンクラー	

(2) 提供できるサービスの種類

提供できるサービス種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
-------------	---------------------

(3) サービスの対象

要支援2以上で認知症の状態にあり、共同生活住居での共同生活ができる方が対象です。

(4) 当法人及び関連法人が行う他の介護保険関連事業

- ・ 介護老人福祉施設
特別養護老人ホームあいご（短期入所生活介護を含む）など2施設
- ・ 介護老人保健施設（1施設）
介護老人保健施設おしどり荘（短期入所療養介護と通所リハビリテーションを含む）
- ・ 通所介護事業所
デイサービスかじか荘など4事業所
- ・ 居宅介護支援事業
日翔会居宅介護支援事業所など3事業所
- ・ 訪問介護事業所

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01

- おしどり荘訪問介護事業所
- ・ 認知症共同生活介護事業所
 - グループホームいちょうの木など 6 事業所
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 小規模多機能ホームおいでんせえなど 5 事業所
- ・ 福祉用具販売貸与事業所
 - 福祉用具貸与販売事業所あいご

(5) 法人の理念
自らが受けたいと思う医療と福祉の創造

(6) 事業の目的
要介護者等であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい行動異常があるもの並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

2. サービス内容

(1) 食事

- ① 介護職員が利用者の心身状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
- ② 食事材料費は、保険給付外です。
- ③ 食事は離床してとっていただくよう配慮します。
- ④ 食事時間は、次のとおりです。
 - ・ 朝食 7時00分～ 8時00分
 - ・ 昼食 12時00分～13時00分
 - ・ 夕食 18時00分～19時00分※上記の時間以外でも、利用者様の希望を重視します。

(2) 排泄

- ① 利用者様の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。

(3) 入浴

- ① 原則週2回以上入浴していただけます。
- ② 入浴できない場合は、清拭を行います。

(4) 日常生活の世話

- ① 離床 寝たきり防止の為に離床に配慮します。
- ② 着替え 着替えのお手伝いをします。
- ③ 整容 身の回りのお手伝いをします。
- ④ シーツ交換
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 洗濯
- ⑦ 居室内掃除
- ⑧ 役所手続き代行

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01

- ⑨ その他
- (5) 機能訓練
 - ① 離床援助、野外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
- (6) 病院の受診の手配等
 - ① 病院の受診の手配、その他療養上の世話をします。
- (7) 相談及び援助
 - ① 利用者様等からの、相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

3. 入居に当たっての留意事項

- ① 面会
 - ・来訪者は、面会の都度職員に声を掛けてください。
- ② 宿泊
 - ・宿泊されるときは必ず許可を得てください。
- ③ 外出
 - ・外出、外泊前には、必ず行き先と帰着予定日時を届け出てください。
- ④ 所持品の持ち込み
 - ・家具等、ご家庭で使い慣れた品物を、お持ち込みください。
 - ・持ち物には、お名前のご記入をお願い致します。
 - ・火気製品の持ち込みは、ご遠慮ください。
- ⑤ 貴重品の持ち込み
 - ・金銭等貴重品の持ち込みは、職員にご相談ください。
- ⑥ 衛生保持
 - ・清潔、整頓、その他環境衛生のために協力してください。
- ⑦ 禁止行為
 - ・宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人自由を侵さないように協力してください。
 - ・喧嘩、口論、泥酔など他の利用者などに迷惑を及ぼさないように協力してください。
 - ・共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないよう協力してください。
 - ・指定した場所以外で火気を用いないよう協力してください。
 - ・故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すことのないよう協力してください。
- ⑧ 設備、備品
 - ・設備、備品の利用について利用者の責に帰すべき事由により設備、備品が破損などした場合弁償していただくことになります。

4. 利用料金

- (1) 利用料金は、【別紙】のとおりとする。
- (2) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01

ください。入金確認後領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動引き落とし、振込（銀行、郵便局）の中からご契約の際に選べます。（サービス利用、当初3か月間は現金でのお支払いもお受けいたします。）

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

- ・相談窓口で受付、介護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

- ・利用者様又はその利用者代理人様の都合でサービスを終了する場合
サービスを終了する7日前までに文書でお申し出下さい。
- ・当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足などやむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

（3）自動終了

次の場合は、双方通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が当施設を退所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が要支援1又は、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

（4）その他

当事業所が正当な理由なく共同生活介護を提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者と身元引受人及び保証人に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、文書で解約を通知することにより即座に生活介護を終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により概ね2週間以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者等が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、緊急連絡先に連絡するとともに主治医、救急隊へ連絡いたします。

7. 事故発生時などの対応

- ①（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ②（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

8. 当の事業所サービスの特徴等

（1）運営の方針

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては利用者の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを適確に捉え介護計画を作成することにより、利用者が必要とされる適切なサービスを提供します。
- ・利用者様が快適な生活を送れるように支援、援助をいたします。
- ・利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスを提供します。
- ・利用者様及びそのご家族様等のニーズを的確に捉え、必要とされる適切なサービスを提供します。
- ・利用者様が一人一人の生活リズム、意欲を尊重します。
- ・利用者様の社会的孤立の解消を目指します。
- ・利用者様と感動、喜びを共有します。

（2）サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

9. 非常災害対策

- ・火災時の対応 ・ ・ ・ ・ 新見市消防署神郷分署に連絡
- ・防火設備 ・ ・ ・ ・ 自動火災報知機、消火器、スプリンクラー
- ・防火訓練 ・ ・ ・ ・ 年 2 回
- ・防火責任者 ・ ・ ・ ・ 田中 美香

10. 当事業所等が提供するサービスについての相談窓口

- ① グループホーム にいざと さくらの丘の相談窓口は、【別紙】に定めるとおりとします。
- ② 日翔会の相談窓口は、【別紙】に定めるとおりとします。
- ③ その他

当事業所以外に、新見市の相談・苦情窓口、岡山県国民健康保険連合

（介護予防）認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01

会等でも受け付けています。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
新見市介護保険課	0 8 6 7－7 2－3 1 4 8
岡山県国民保険団体連合 介護サービス苦情相談窓口	0 8 6－2 2 3－8 8 1 1

1 1．虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

1 2．業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3．第三者評価

第三者評価の実施については【別紙】のとおり。

(別紙)

1. 社会福祉法人日翔会施設及び介護サービスについての相談、要望、苦情等の窓口
※何でもお気軽に相談、要望、苦情等は、管理者又は担当者等までお申し出ください。

① 当事業所の相談、要望、苦情等の受付窓口
管 理 者 山根 優子 (介護福祉士)
電話番号 0867-93-9051
FAX番号 0867-93-9052
受付時間 8:30~17:30
② 日翔会の相談、要望、苦情の受付窓口
特別養護老人ホームあいご
電話番号 0859-77-0777
FAX番号 0859-72-1818
受付時間 8:30~17:30
③ 市町村苦情窓口 新見市介護保険課 保険管理係
電話番号 0867-72-3148
④ 岡山県国保連合会苦情窓口
電話番号 086-223-8811
※①②については、緊急の場合は受付時間外でも対応いたします。

2. グループホームの職員体制

	資格	常勤	兼務	計
管理者	介護福祉士 認知症対応型サービス管理者研修修了 認知症介護実践者研修修了		1名	1名
計画作成担当者	介護福祉士・認知症介護実践研修修了		1名	1名
介護者	介護福祉士 訪問介護員2級課程修了者 資格なし	5名	1名	6名

3. 利用料金（1日あたりの自己負担額）

認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

内 訳		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 自己負担金	1割	765円	801円	824円	841円	859円
	2割	1,530円	1,602円	1,648円	1,682円	1,718円
	3割	2,295円	2,403円	2,472円	2,523円	2,577円

介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

内 訳		要支援2
介護保険 自己負担金	1割	761円
	2割	1,522円
	3割	2,283円

各種加算

負担割合	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	入居から30日間 30円/日	入居から30日間 60円/日	入居から30日間 90円/日
若年性認知症 利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ) 22円/日 (Ⅱ) 18円/日 (Ⅲ) 6円/日	(Ⅰ) 44円/日 (Ⅱ) 36円/日 (Ⅲ) 12円/日	(Ⅰ) 66円/日 (Ⅱ) 54円/日 (Ⅲ) 18円/日
介護職員等 処遇改善加算	(Ⅰ) (基本介護費＋各種加算料金) × 0.186 (Ⅱ) (基本介護費＋各種加算料金) × 0.178 (Ⅲ) (基本介護費＋各種加算料金) × 0.155 (Ⅳ) (基本介護費＋各種加算料金) × 0.125		
科学的介護推進 体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
退居時 情報提供加算	250円/回	500円/回	750円/回
新興感染症等 施設療養費	240円/日	480円/日	720円/日

実費負担

居室料	2,300円/日 光熱水費、冷暖房費含む
食材料費	1,400円/日 おやつ代含む
洗濯委託料	3,143円/月

その他

- ① 日用品は個人私物のものに限りさせていただきますので、随時実費となります。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01

- ② 行事参加、理美容代、病院等の診察代等は、別途料金がかかります。
- ③ テレビを居室へ持ち込まれる方は別途ケーブルテレビ視聴料として
500円／月を頂きます。
- ④ 利用料について口座振替ができなかった場合、振替手数料はご負担いただきます。

手数料	・郵便局	10円
	・銀行	55円
	・J A	55円

4. 協力医療機関

体調が悪くなった等、緊急の場合はご家族に連絡の上適切に対応いたします。
又、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じ協力病院等へ搬送します。

(協力病院)

名 称	太田病院
所 在 地	岡山県新見市西方426
電 話 番 号	0867(72)2427
診 療 科	内科

名 称	医療法人淳和会 長谷川記念病院
所 在 地	岡山県新見市高尾793-2
電 話 番 号	0867(72)3105
診 療 科	整形外科、外科

(協力歯科医院)

名 称	森下歯科医院
所 在 地	岡山県新見市高尾2048-1
電 話 番 号	0867(72)8279
診 療 科	歯科

5. 第三者評価の実施状況

- ・実施の有無 : 有
- ・実施した直近の年月日 : 2024年3月15日
- ・実施した評価 : 外部評価
- ・評価機関の名称 : 特定非営利法人 津高生活支援センター
- ・評価結果の開示状況 : 独立行政法人福祉医療機構ホームページ
(WAM ネット)

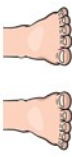
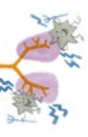
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日 : 2012/10/01

改訂日 : 2025/05/01

サービス利用におけるリスク説明書

当事業所では、これから始まるご利用を通じて、お客様に『いつまでも自分らしく』お過ごしいただけるよう、“当り前の生活”にこだわり、職員教育・環境作りに努めております。しかしながら、ご高齢であることに加え、お客様のお身体の状態やご病気に伴う様々なことが原因により、予測し得ないことやいくつかの危険性等があることをご利用にあたりご理解いただきたく存じます。

● 災害時は安全を優先 災害時、お客様・職員の安全を考え、緊急的にサービスの中止や、提供時間の変更を判断させていただくことがあります。 	● 環境変化によるストレス 高齢になると環境変化は大きなストレスや混乱・不安を引き起こし、思わぬケガ等につながることがあります。 	● 車で出かけること 通所での送迎時や、施設だけの生活に留まらず、ご希望を叶えたりするため外出することがあります。車に出かけるということは事故に遭う可能性があります。 	● ご家族の協力は必要 例えば施設にご入所、ご入居しても、病院受診の付き添いや物の購入手配、通所では体調不良時のお迎えや病院受診など、ご家族のお立場での協力をお願いします。 
● 昼間の職員配置 私たちは決められた介護報酬・決められた人員配置で働き、常に1対1の介護はできませんので、お客様の变化等気が付きが遅れてしまうことがあります。 	● 夜間の職員配置 法律に基づいた人員配置により、夜間は9人に対して1人の職員が介護・介助をするため、お客様の急変や変化等気が付きが遅れてしまうことがあります。 	● 身体拘束は原則しない 法律も含め、私たちは身体拘束をしないケアを大切にしています。それ故に、転倒・転落等の事故の可能性があります。 	● むやみに鍵をかけません できる限り、行動を制限するような鍵をかけないケアを大切にしています。それ故に、注意をしても施設外に出られ、行方が分からなくなってしまう可能性があります。 
● 飲み込む力が低下する 加齢や認知症等による嚥下・咀嚼機能の低下は、誤嚥や逆流等による誤嚥性肺炎の可能性がります。また、肺炎は生命に直結することがあります。 	● 喉に詰まりやすくなる 加齢や身体機能の衰えにより、嚥下・咀嚼機能が低下し、食べ物や唾・痰が喉に詰まることがあります。またそれは、命にかかわることがあります。 	● 骨や皮膚が弱くなる 年をとると、筋力も衰え、骨や皮膚も弱くなります。それにより、転倒・転落などによる外傷、骨折、少しのことでも内出血してしまうことがあります。 	● 骨はとももろくなる 骨がもろくなると、転倒・転落をしながら、日常生活や普段のケア（介助）でも骨が折れてしまうことがあります。 
● 爪は弱くもろくなる 爪が厚くなる方や、内臓疾患等により爪がもろくなると、爪が剥がれやすくなったり剥がれたりします。普通に生活していて負荷がかからなくても爪が剥がれてしまうことがあります。 	● 免疫力の低下 高齢により免疫力が低下し、風邪やその他のご病気からあつという間に重症化してしまうことがあります。 	● 予測できない急変 それまでお元気に過ごされていても、脳の病気や心臓の病気等により、目には見えなくても体の中で変化が起こり、急変や時には命に関わることもあります。 	● 集団生活による感染 事業所はご病気や障害・介助が必要な方がご利用される集団生活の場です。そのため、どんなに感染対策を行っていても、インフルエンザなどの感染症に感染する可能性があります。 

附則

平成22年	9月	1日に作成し、施行する
平成24年	4月	1日に一部変更し、施行する
平成25年	3月21日	1日に一部変更し、施行する
平成26年	4月	1日に一部変更し、施行する
平成27年	4月	1日に一部変更し、施行する
平成27年	8月	1日に一部変更し、施行する
平成29年	4月	1日に一部変更し、施行する
平成30年	8月	1日に一部変更し、施行する
令和元年	10月	1日に一部変更し、施行する
令和元年	11月	1日に一部変更し、施行する
令和元年	12月	1日に一部変更し、施行する
令和2年	2月	1日に一部変更し、施行する
令和3年	8月	1日に一部変更し、施行する
令和4年	10月	1日に一部変更し、施行する
令和4年	11月	1日に一部変更し、施行する
令和6年	4月	1日に一部変更し、施行する。
令和6年	9月	1日に一部変更し、施行する。
令和7年	5月	1日に一部変更し、施行する。

グループホーム にいざと さくらの丘
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用同意書

グループホームにいざとさくらの丘（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者及びそのご家族に対して利用約款、重要事項説明書、約款別紙、サービス利用におけるリスク説明書に基づいて内容の説明を行いました。

事業者	社会福祉法人日翔会
施設名	グループホームにいざとさくらの丘
事業所番号	3391000092号
代表者氏名	理事長 湖山 泰成 ㊞
説明者氏名	_____ ㊞

グループホームにいざとさくらの丘の（介護予防）認知症対応型共同生活介護を利用するにあたり、利用約款及び重要事項説明書、約款別紙、サービス利用におけるリスク説明書を受領し、これらの内容に関して担当者の説明を受け十分に理解した上で施設利用に同意します。

年 月 日

《利用者》

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

《身元引受人（連帯保証人）》

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

利用者様との続柄 _____ 連絡先 _____

請求書・明細書の送付先

氏 名	(利用者様との続柄)
住 所	
電話番号	自宅

緊急時連絡先

氏 名	(利用者様との続柄)
住 所	
電話番号	自宅 勤務先

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2012/10/01

改訂日：2025/05/01